

## 島田市パートタイム会計年度任用職員採用試験 職種別詳細

職種区分		職種または業務内容		採用予定人数	応募資格
A	一般事務	62	青少年健全育成等に係る業務	1名程度	
勤務条件・職務内容等					
任用期間		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※任用後、1月間は条件付採用			
職務内容		①少年健全育成事業、②青少年リーダー育成事業、③はたちの集い開催事業、④青少年育成支援センター運営事業（静岡県青少年補導センター連絡協議会及び静岡県青少年育成会議に関する事務を含む）、⑤放課後子供教室運営事業、⑥地域学校協働本部運営事業、⑦子ども・若者支援地域協議会運営事業、⑧しずおか寺子屋運営事業、⑨子育て学習推進事業（家庭教育学級、家庭教育講座、ペアレントサポーター活用事業）⑩その他社会教育課の事業に関する業務			
勤務日及び勤務時間		1週間の勤務日 月曜日から金曜日のうち5日間 1日の勤務時間 午前9時00分から午後4時00分まで（6時間00分） 1週間の勤務時間 計30時間以内  休憩時間 1時間  ※勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがあります。			
勤務場所		社会教育課青少年係（島田市中心1番の1）			
休日等		週休日（土曜、日曜） 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和6年12月29日から令和7年1月3日まで			
報酬等		1 報酬月額 125,496円（週30時間勤務の場合） ※経験年数に応じて加算されることがある ※上記報酬額は、人事院勧告等の影響により任用までの間に改定されることがある ※特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給  2 費用弁償 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給  3 期末・勤勉手当 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給 ※勤勉手当は令和6年度から支給開始となる見込み。 ※期末手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある			
所管課等（問い合わせ先）		社会教育課青少年係 （0547-36-7963）			

※今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。